

防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年2月17日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業。以下「総合事業」という。)の実施について、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法、施行規則、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示19号。)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。)の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、市が事業実施主体となって、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業内容)

第4条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)

ア 第1号訪問事業

(ア) 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)

(イ) 生活補助型サービス(緩和した基準による訪問型サービスA)

(ウ) 地域幸せます型サービス(住民主体による訪問型サービスB)

(エ) 短期集中予防型サービス(短期集中予防型サービスC)

(オ) 栄養指導サービス(短期集中予防型サービスC)

(カ) 移動支援幸せます型サービス（通所支援サービスD）

イ 第1号通所事業

(ア) 予防給付型サービス（通所介護相当サービス）

(イ) 生活維持型サービス（緩和した基準による通所型サービスA）

(ウ) 生活維持・短時間型サービス（緩和した基準による通所型サービスA）

(エ) 生活維持・地域型サービス（緩和した基準による通所型サービスA）

(オ) 地域幸せます型サービス（住民主体による通所型サービスB）

(カ) 短期集中予防型サービス（短期集中予防型サービスC）

ウ 第1号生活支援事業

エ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（事業の対象者）

第5条 総合事業のサービスを利用できる者は、第1号事業については、要支援認定を受けた第1号被保険者及び平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）とし、一般介護予防事業については全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

（第1号事業の実施方法）

第6条 市長は、第1号事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

(一般介護予防事業の実施方法)

第7条 市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(2) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

(第1号事業支給費)

第8条 第6条第1項第1号の規定により、指定事業者が第1号事業を実施する場合の支給費は次のとおりとする。

(1) 第1号訪問事業及び短期集中予防型を除く第1号通所事業別表で定める額に100分の90を乗じた額

(2) 第1号通所事業短期集中予防型及び第1号介護予防支援事業別表で定める額に100分の100を乗じた額

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者(次項に掲げる者を除く。)にかかる第1号訪問事業及び第1号通所事業の支給費について前項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者にかかる第1号訪問事業及び第1号通所事業の支給費について第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(支給限度額)

第9条 事業対象者が指定事業者の行う事業を利用する場合の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1号の規定により算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が退院直後で、集中的にサービスを利用することが自立支援につながると市長が認めた場合には、退院した月及びその翌月に限って、支給限度を要支援2に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当額の支給)

第10条 市長は、指定事業者が行う事業について、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当額の支給については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2を準用する。

(指定事業者の申請)

第11条 法第115条の45の3第1項の指定(以下「指定事業者の指定」という。)を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書(第1号様式)に施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項のうち市長が必要と認めるものに係る書類(以下「必要書類」という。)を添付して、事業所ごとに市長に申請しなければならない。

(指定事業者の指定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者が施行規則第140条の63の6の市長が定める基準(以下「指定基準」という。)を満たしているかどうかを審査し、指定の可否を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、当該事業者を指定することにより、防府市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じることが予想されるときは、前項の規定にかかわらず、指定事業者の指定を行わないことができる。

3 施行規則第140条の63の7の規定に基づき、本市の指定事業者の指定は、当該指定をした日から6年間有効とする。

(指定の更新)

第13条 法第115条の45の6第1項の指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定更新申請書(第4号様式)に、必要書類を添付して、事業所ごとに市長に申請するものとする。ただし、施行規則第140条の63の5第3項に該当するときは、同条第1項第4号から第11号までに掲げる事項に関する申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が指定基準を満たしているかどうかを審査し、指定更新の可否を当該申請者に通知するものとする。

3 施行規則第140条の63の7の規定に基づき、本市の指定事業者の指定の更新は、当該更新をした日から6年間有効とする。

(変更等の届出)

第14条 指定事業者は、法施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更があった日から10日以内に変更届出書(第2号様式)により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに廃止・休止届出書(第3号様式)により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

3 事業を休止している指定事業者は、当該休止している事業を再開する場合、速やかに再開届出書(第2号の2様式)により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定の取消し)

第15条 市長は、法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合は指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(事業者情報の公表及び提供)

第16条 市長は、第12条から前条までの規定による指定又は届出の受理等（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、山口県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (3) 指定及び指定更新年月日
 - (4) 指定取消事由及び指定取消年月日
 - (5) 事業開始、廃止、休止及び再開年月日
 - (6) 運営規程
 - (7) 介護保険事業所番号
 - (8) その他市長が適当と認める事項
- (指定事業者のサービス等の基準)

第17条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるサービス等の基準に従って、事業を行わなければならない。

- (1) 第1号訪問事業
 - ア 予防給付型サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。）
 - イ 生活補助型サービス 別に市長が定める基準
- (2) 第1号通所事業
 - ア 予防給付型サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。）

イ 生活維持型サービス 別に市長が定める基準

ウ 短期集中予防型サービス 別に市長が定める基準

(総合事業の利用料)

第18条 総合事業を事業者指定により実施する場合の利用料は、別表に定める額の100分の10に相当する額とする。ただし、第1号通所事業短期集中予防型及び第1号介護予防支援事業の利用料はないものとする。

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(次項に掲げる者を除く。)にかかる第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にかかる第1号事業支給費について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。

(雑則)

第19条 この要綱に規定するもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第8条及び第18条の規定は、施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
第1号訪問事業	予防給付型サービス	1月につき、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)に定める単位数	10円
第1号通所事業	予防給付型サービス	1月につき、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)に定める単位数	
	生活維持型サービス (防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業の利用対象者に関する基準第4条第1項第2号関係)	1回4～7時間 週1回程度 1月につき、1,325単位 週2回程度 1月につき、2,711単位 1回2～3時間 週1回程度 1月につき、954単位 週2回程度 1月につき、1,948単位 運動器機能向上加算 1月につき、225単位	

<p>生活維持型サービス (防府市介護予防・ 日常生活支援総合事 業の第1号通所事業 の利用対象者に関す る基準第4条第3項 関係) (月包括単価)</p>	<p>1月につき、 1回2時間以上 週1回程度 1月につき、1,655単位 週2回程度 1月につき、3,393単位 運動器機能向上加算 1月につき、225単位 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000 加算 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000 加算 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000 加算 介護職員等特定処遇改善加 算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000 加算 介護職員等特定処遇改善加 算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000 加算 介護職員等ベースアップ等 支援加算 所定単位数の11/1000 加算</p>	
---	---	--

		<p>幸せます加算Ⅰ（本サービス利用開始から4週間以内で利用を終了し、防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業に関する基準（令和元年9月18日制定）第3条に定める幸せます状態（以下、「幸せます状態」という。）になった場合。ただし短期集中予防型サービス利用終了後同一事業所の本サービスを利用する場合は除く）</p> <p>1回につき、4,200単位</p> <p>幸せます加算Ⅱ（本サービス利用開始から5週間以上8週間以内で利用を終了し、幸せます状態になった場合。ただし短期集中予防型サービス利用終了後同一事業所の本サービスを利用する場合は除く）</p> <p>1回につき、2,600単位</p> <p>幸せます加算Ⅲ（本サービス利用開始から9週間以降に利用を終了し、幸せます</p>	
--	--	---	--

		<p>状態になった場合。)</p> <p>1 回につき、950 単位</p>	
	<p>生活維持型サービス （防府市介護予防・ 日常生活支援総合事 業の第1号通所事業 の利用対象者に関す る基準第4条第4項 関係）</p>	<p>1 回 2 時間以上</p> <p>週 1 回程度</p> <p>1 月につき、954 単位</p> <p>週 2 回程度</p> <p>1 月につき、1,948 単位</p> <p>運動器機能向上加算</p> <p>1 月につき、225 単位</p> <p>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>所定単位数の 59 / 1000</p> <p>加算</p> <p>介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</p> <p>所定単位数の 43 / 1000</p> <p>加算</p> <p>介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</p> <p>所定単位数の 23 / 1000</p> <p>加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>所定単位数の 12 / 1000</p> <p>加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）</p> <p>所定単位数の 10 / 1000</p>	

		加算 介護職員等ベースアップ等 支援加算 所定単位数の11/1000 加算 幸せます加算Ⅲ（本サービスを終了し、幸せます状態になった場合。） 1回につき、950単位	
	短期集中予防型サービス	週1回2時間程度、1回につき 650単位 栄養改善加算（栄養改善プログラムを管理栄養士が実施した場合。）、1回につき 150単位	
第1号介護予防支援事業	ケアマネジメントA	1月につき、438単位 初回加算 300単位 委託連携加算 1月につき、300単位	
	ケアマネジメントB	1月につき、438単位 初回加算 300単位	
	ケアマネジメントC	1月につき、438単位 ただし、単位数の算定は、初回月のみとする。 初回加算 300単位	

備考

- 1 市の独自の基準による通所型サービス事業に要する費用について、利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスの単位数は算定しない。

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書

年 月 日

殿 (名称)
申請者 (代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
		Email				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ氏名		生年月日
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市					
指定事業受所の種類とす	同一所在地において行う事業等の種類	指定申請対象事業等 (該当事業に○)	既に指定(登録)を受けている事業等 (該当事業に○)	指定申請をする事業等の開始予定年月日	様式	
	介護予防訪問介護相当サービス				付表1	
	緩和した基準による訪問型サービス					
	介護予防通所介護相当サービス				付表2	
	緩和した基準による通所型サービス					
既に指定(登録)を受けている事業所の種類	訪問介護			/		
	基準該当訪問介護					
	通所介護					
	基準該当通所介護					
	地域密着型通所介護					
介護保険事業所番号	(既に指定又は許可を受けている場合)					
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等	(保険医療機関として指定を受けている場合)					

備考 1 「指定申請対象事業等」「既に指定(登録)を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

指定更新申請書

年 月 日

殿 (名称)
申請者 (代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
		Email		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市		
事業所	事業等の種類	介護保険事業所番号		
	指定有効期間満了日			
	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
	フリガナ 名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市		
管理者	フリガナ 氏名	生年月日		
	住所	(郵便番号 -) 県 郡市		

別添 1 誓約書(参考様式5)

再開届出書

年 月 日

殿

住所
申請者 (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号
再開した事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
再開した年月日	年 月 日

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)を添付してください。